

# 自治調査会

vol. 001

発行日：2013年11月15日

11  
2013

市町村職員向け情報提供誌

## ニュース・レター

### 「自治調査会ニュース・レター」の発行に当たって ..... 2

総務部長兼調査部長 浅川 健太郎

### かゆいところに手が届く！ — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 —

#### 地震時の初動の備えと自治体職員の対応力 ..... 3

調査部 研究員 石田 一博

#### いまさら聞けない行政用語

#### 1) 成年後見制度について ..... 8

調査部主任研究員 加藤 克昌

#### 2) アダプト制度について ..... 10

調査部 研究員 深澤 亘

#### 建築行政の現状について ..... 12

調査部 研究員 柳澤 剛

### 調査研究報告書の活用に関するアンケート調査結果報告 ..... 19

## 「自治調査会ニュース・レター」の発行に当たって

公益財団法人東京市町村自治調査会 総務部長兼調査部長 浅川 健太郎

日頃から、私ども自治調査会の事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、当調査会では、市町村職員向け情報提供誌として、新たに「自治調査会ニュース・レター」を発行することといたしました。

当調査会では、これまで、主に市町村職員向けの機関紙として「What's New?」を発行し、調査研究の内容や行政（課題）に関する情報などを提供してきたところですが、この10月からは、主に一般市民向けに発行してきました「多摩のかけはし」と統合する形で、広く一般市民を対象とした新機関紙「ぐるり39」がスタートしました。

一方、自治調査会として、これまで「What's New?」に掲載していたような、市町村職員向けの行政（課題）に関する情報も引き続き、何らかの形で発信していくことが必要であると考えていたところ、これら情報については、「ぐるり39」とは別建てで情報提供を行っていくことが適当と判断し、今回、この「自治調査会ニュース・レター」を発行することとした次第です。

このニュース・レターは、年3回程度の発行を予定しておりますが、今年度については、試行的な発行と位置付け、今号のほか、2月、3月と計3回の発行を計画しているところです。内容的にも、当面、これまで「What's New?」に掲載しておりました「かゆいところに手が届く！ -多摩・島しょ自治体お役立ち情報-」（今号から、執筆職員の経験年数なども考慮し、バリエーションを増やしています）をベースに構成することとしておりますが、今後、更に検討を進め、誌面の大幅刷新も念頭に、内容の充実を図っていきたいと考えております。

これから、本格的に人口減少・少子高齢社会を迎えるとともに、高度成長期に整備されたインフラの更新時期が一斉に到来します。また、大震災などの災害への備えなども加わり、基礎自治体を取り巻く環境は一層厳しいものとなってきます。そんな中であって、本年6月の第30次地方制度調査会答申にもあるよう、人々の暮らしを支える対人サービスの重要性は益々高まり、同時に、地方分権の担い手となる、住民に身近な基礎自治体の役割が益々重要になってきます。基礎自治体による行政サービス提供体制を持続可能なものとしていくにはどうしたらよいのか、そして地域の活性化を図っていくにはどうしたらよいのか、こういった問題に、市町村の皆様とともに真摯に向き合っていきたいと考えております。

最後に、当調査会において毎年度末に発行しております調査(研究)報告書とともに、このニュース・レターが、市町村職員の皆様の業務上の一助となれば幸いです。

平成25年11月

# かゆいところに手が届く！

## — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 —

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向など、把握したいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

## 地震時の初動の備えと自治体職員の対応力

調査部研究員 石田 一博

### はじめに

東日本大震災の発生当時のことを、今なお強烈に記憶している方は多いと思います。皆さんはあの時、何を考え、どのような行動をして過ごしたのでしょうか。

震災から2年半が経過し、被災地では復興に向けた様々な取り組みがなされる中、多摩・島しょ地域の市町村においても、首都直下地震や立川断層帯地震、南海トラフ巨大地震などの発生の危険性が言われ、防災対策が切迫感をもって重点的に進められています。いつ来るか分からない大地震への備えは膨大で多岐にわたりますが、その一つとして、発災直後の初動対応についても重要性が再認識され、自治体職員にも実践的な訓練を通じた初動の充実と強化が求められています。

しかし、初動対応の中心となるべき職員の任務、手順等を定めた行動計画の策定や周知が十分になされていない、実際に通用する行動力や判断力を身に付けるまでに至っていないなど、職員の習熟度の低さが課題として挙げられています。

そこで今回は、地震発生時の一連の対応の起点となる初動の局面に焦点をあて、日頃どのような備えがなされているか、行動計画や防災訓練に関する取り組みなどについてのアンケート調査【注1】

結果をもとに、多摩・島しょ地域39市町村の現状を明らかにします。また、職員の初動を含む震災対応力の充実を図る上で何が課題となっているかについても示し、発災直後から迅速かつ的確な行動を職員がとれるようになるための方策や手掛かりを探ります。

### ・災害時の職員の「初動」とは？

市町村において定める地域防災計画などに基づき、災害発生直後から行われる様々な応急対策のことで、発災後、本格的な復旧活動に入る前までの時期（被害状況などにより異なりますが、おおむね72時間以内）の活動とされています。主な活動には、自宅から任務地への参集、建物内での避難誘導、災害対策本部の設置運営、初期消火、応急救護、避難所の開設運営、帰宅困難者対応などが挙げられます。

### ・災害時の職員の「行動計画」とは？

市町村の地域防災計画などの下に任意で定められ、災害時に職員に求められる初動対応の任務分担や行動手順などを簡潔明快に記した実践的な手引類（例：〇〇市震災時行動計画・〇〇町地震初動マニュアル）のことをいいます。行動のフロー化やチェックリスト化、時系列での整理など実践に富む形式で定められています。

【注1】 多摩・島しょ地域39市町村を対象に、平成25年9月1日を基準日、各団体の本庁舎での取り組みを基準地として、(1)行動計画の策定状況と職員への周知状況、(2)初動に係る職

員への訓練の実施状況、(3)職場環境の防災上の改善状況と職員向け物資の備蓄状況、(4)職員の実践的な対応力の充実度とそれに関わる課題について調査しました。

## 1. 初動に係る職員の「行動計画」の現状

### (1) 行動計画の策定・周知状況

#### — 約4分の3の団体で策定済み より多くの職員への着実な周知に課題

多摩・島しょ地域39市町村における行動計画の策定状況【図1】については、現在見直し中も含め策定済みが合計28団体（約72%）あり、約4分の3の団体で行動計画が策定されています。

また、東日本大震災以降の行動計画の周知状況【図2】【注2】については、行動計画の配布を全職員を対象に実施した団体は16団体（約41%）である一方、全く配布していない団体も14団体（約36%）と少なくない状況です。また、携帯型・ポケット版の計画書の配布や説明会などの開催については、全職員を対象とした実施は少数にとどまり、全く実施していない団体が多い状況です。

行動計画の策定とより多くの職員への着実な周知は、震災時に適切な行動を求められる職員にとって、備えの基本であり、震災対応力を養う前提となるものです。行動計画の策定については新規策定中も含め進んでいる一方、周知については進んでいない現状がうかがえます。

### (2) 行動計画の理解浸透度の現状と課題

#### — 浸透しているとの認識は少数である 周知機会の確保に課題

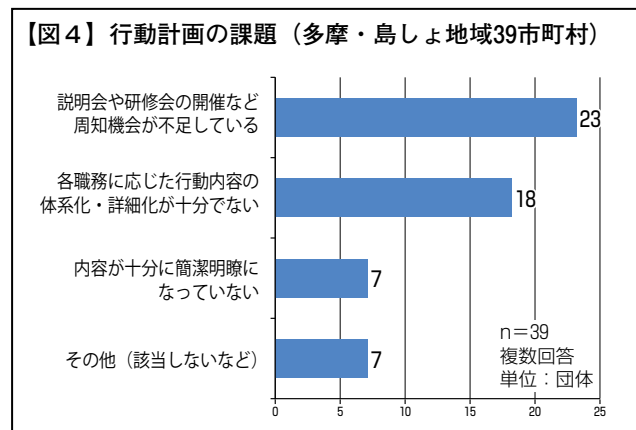
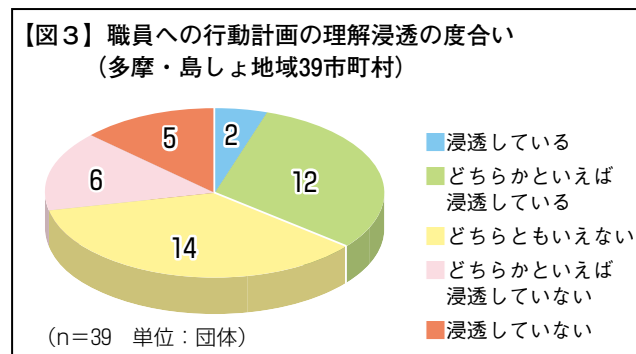
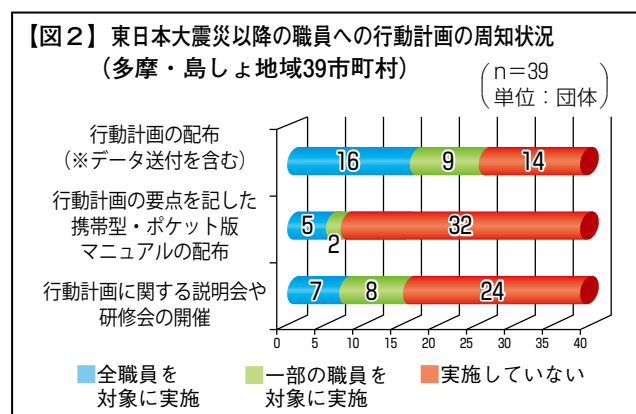
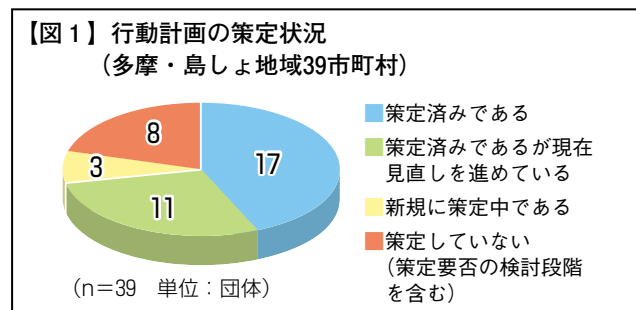
各団体において、職員に行動計画がどの程度理解され浸透しているかの現状認識を把握【図3】したところ、「浸透している」や「どちらかといえば浸透している」と明示した団体が合計14団体（約36%）である一方、そのような認識を明示しなかった団体は合計25団体（約64%）と過半数を占めています。このことは、職員一人ひとりに行動計画の理解浸透を図ることの難しさの表れとも捉えることができます。

また、行動計画に関する課題【図4】については、「説明会や研修会の開催など周知機会が不足している」が23団体（約59%）と最も多く、次いで「各職務に応じた行動内容の体系化・詳細化が十分でない」が18団体、「内容が十分に簡潔明瞭になっていない」が7団体などとなっています。

周知機会の不足を課題として挙げた23団体のうち15団体は、東日本大震災以降に説明会などを開催していないと回答しており、相当数の団体で、周知機会の更なる必要性を認識しつつも、なかな

かその機会を設けることができていない実情が浮かび上がってきます。

また、行動計画の内容の不十分さを課題とする団体も少なからずあり、職員にとってより分かりやすい内容への早期の見直しが待たれます。



【注2】 行動計画の未策定団体においては、上位計画となる必置の地域

防災計画の周知状況に替えて把握しました。図3・4・9も同様に準用。



## 2. 職員に対する初動に係る「訓練」の現状

### (1) 訓練の実施状況

#### — 応急救護訓練が最も多く実施されている 全職員を対象とした訓練実施は少数である

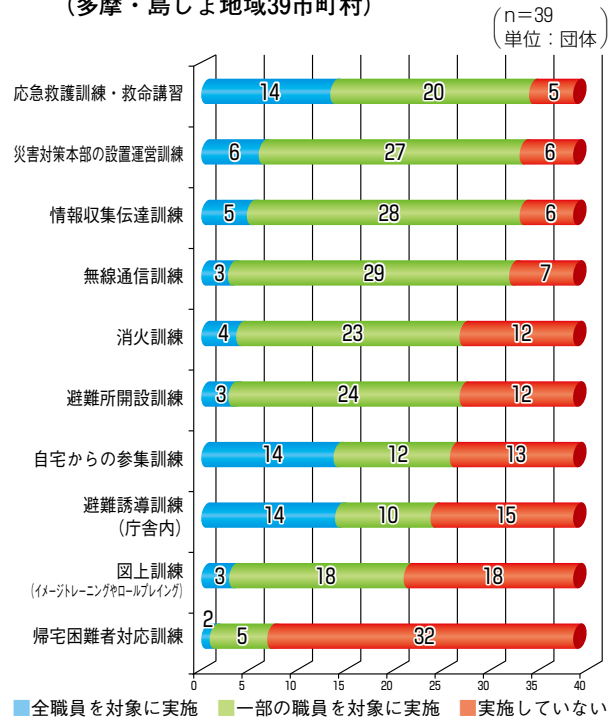
東日本大震災以降の職員に対する訓練の実施状況【図5】については、主な10種類の訓練により把握しました。団体ごとの事情や各訓練内容による差異などがあると思われそうですが、対象が全職員・一部の職員にかかわらず、最も多く実施されている訓練は、「応急救護訓練・救命講習」で34団体（約87%）、次いで「災害対策本部の設置運営訓練」、「情報収集伝達訓練」で各33団体となっています。

また、全職員を対象に最も多く実施されている訓練は、「応急救護訓練・救命講習」、「自宅からの参集訓練」、「避難誘導訓練」で各14団体（約36%）となっています。

なお、全体として、全職員対象の訓練は少数となっています。

一方で、対象が全職員・一部の職員にかかわらず、最も実施されていない訓練は「帰宅困難者対応訓練」で、7団体（約18%）のみでの実施となっています。

【図5】 東日本大震災以降の職員への訓練の実施状況  
(多摩・島しょ地域39市町村)



## コラム

### 「防災上の庁舎の改善」や「職員用の物資の備蓄」の取組状況

#### ～庁舎の危険個所の点検や除去補強、耐震診断は約半数で実施 ・職員用の食料などの備蓄は約6割で実施～

職員に関係する地震時の備えとして、行動計画の策定・周知や訓練の実施以外に、防災上の庁舎の改善や職員の活動を下支えする物資の備蓄もまた重要です。これらの取り組みについてもアンケート調査をしましたので結果を紹介します。

主な防災上の庁舎改善の取り組みについては、「職場の危険箇所の除去や補強」が最も多く22団体で実施され、次いで「職場の危険箇所の点検」が20団体、「庁舎の耐震診断」が19団体、「庁舎の耐震補強・建替え」が16団体で実施されています。危険箇所の目視による軽易な点検や危険物の転倒・落下防止策などは、工事を伴う修繕などに比べ実施しやすいものであり、可能な場所から早期の取り組みが望まれます。

また、職員用物資の備蓄は26団体で実施されており、主な備蓄品目は「食料・水」で22団体と最も多く、次いで寝具、災害用トイレなどとなっています。備蓄をしていない団体は13団体と少ない状況であり、備蓄の早期取り組みが待たれます。また、備蓄をしている団体においても、備蓄品目の更なる拡充が望まれるところです。

皆さんの職場ではどのような取り組みがなされているのでしょうか。行動計画などの内容確認や訓練への参加のほかに、可能な範囲で、地震時に危険となる物の撤去や補強、避難路の確認、身の回りの整理整頓、非常持出品の常備など、もう一度、身近な所から点検し、必要な取り組みを一つ一つ行ってみてはいかがでしょうか。

## (2) 訓練の実施度合いの現状と課題

### 一 充実した訓練が実施できているとの認識は約半数である 組織的な取り組みに課題

各団体において、地震時の初動に係る対応力の充実という面で、職員に訓練がどの程度実施されているかの現状認識を把握【図6】したところ、「実施できている」や「どちらかといえば実施できている」と明示した団体が合計19団体（約49%）である一方、そのような認識を明示しなかった団体も合計20団体（約51%）と半数以上を占めています。このことは、前述の行動計画の理解浸透度（【図3】参照）の傾向に類似して、初動対応力の充実につながる訓練実施の難しさの表れとも捉えることができます。

訓練の課題【図7】については、「業務繁忙により参加者の確保や増員が難しい」が23団体（約59%）と最も多く、次いで「有効な頻度で定期的実施できていない」が16団体、「組織的な協力（優先度引上げ、予算確保、職員動員）を得るのが難しい」が12団体、「成果の検証や見直しの仕組みが整っていない」が11団体、「効率的かつ効果的な実践に富む手法が見つからない」が7団体、「内容が儀式化・形骸化している」が6団体、「その他（該当しないなど）」が7団体などとなっています。

また、職員（体制づくり）の課題【図8】という面で見ると、「職員養成のための計画が整っていない」が21団体（約54%）と最も多く、次いで「防災担当職員数が不足している」が18団体、「職員の知識経験や居住地等に応じた職務分担ができていない」が17団体、「自衛消防隊・消防団等の経験職員や技術系職員が活用できていない」が7団体、「その他（該当しないなど）」が9団体などとなっています。

訓練やそれを行う職員に関わる両課題について眺めてみると、「組織」というものが共通して深く関係しているように捉えられます。より多くの職員に実効性のある訓練機会を設け、初動対応力の充実を図っていくためには、組織を挙げた意識改革の取り組みや、職員全員による取組環境の構築が必要ではないかと考えられます。

## 3. 初動に係る職員の対応力の現状（総体的な充実度）

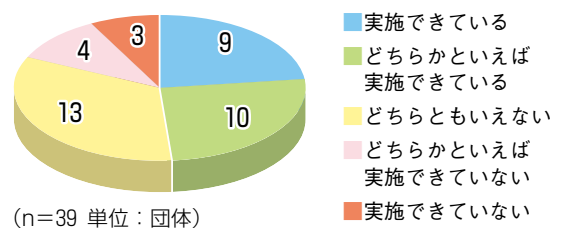
### 一 総体的に対処力が充実しているとの認識は少数である

前述の行動計画の理解浸透度（【図3】参照）や訓練の実施度（【図6】参照）の現状などを踏まえ、各団体における、初動対応に係る総体的な充実度を把握したものが【図9】です。「充実している」や「どちらかといえば充実している」と明示した団体が合計13団体（約33%）である一方、そのような認識を明示しなかった団体は合計26団体（約67%）と過半数を占めています。このことは、行動計画の理解浸透度や訓練の実施度の傾向と同様に、総体としても、職員の初動対応力の充

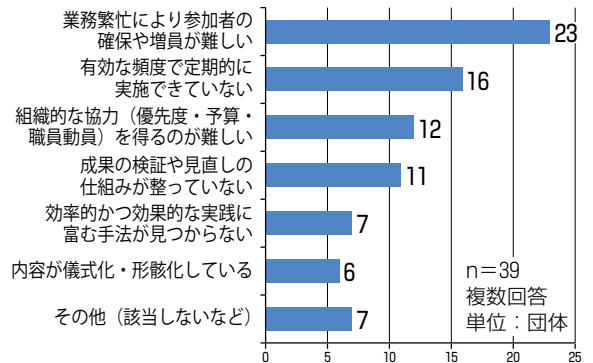
実を図ることの難しさが表れているとも捉えることができます。

また、併せてこれまで見てきたアンケート調査結果を振り返ってみると、「地震時の初動の備えと自治体職員の対応力」の全体的な状況としては、一般には東日本大震災の経験と教訓などを踏まえ、備えや対応力が重要であると認識されつつも、容易には取り組みが進展しない厳しい実情を感じ取ることができます。

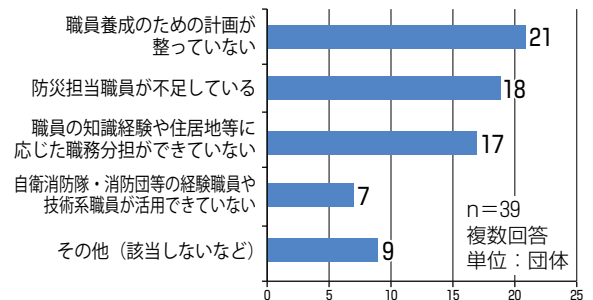
【図6】 職員への充実した訓練の実施度合い（多摩・島しょ地域39市町村）



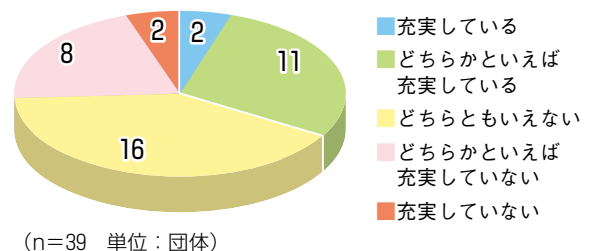
【図7】 訓練の課題（多摩・島しょ地域39市町村）



【図8】 職員（体制づくり）の課題（多摩・島しょ地域39市町村）



【図9】 職員の初動対応力の総体的な充実度（多摩・島しょ地域39市町村）



## 【事例紹介】清瀬市

### ～ 全職員を対象とした実践に富む「災害対策本部設置・運営訓練」の実施 ～

清瀬市では、全ての正規職員を対象とした災害対策本部設置・運営訓練が行われています。普段から、職員一人ひとりの所属班と任務・対応要領を実名で簡潔明瞭に記載した「非常配備態勢発令時の配備職員名簿」が整備され、職員全員で共有されています。今年度の訓練は、日曜日の早朝に自宅からの参集に始まり、詳細なシナリオが示されない中で、各自が初動対応の任務に入り、随時発生する事案に対し自ら考え行動するという実践さながらの内容で実施されました。この実際の地震発生をイメージさせる実践型の訓練手法により、多くの職員に「当事者意識」が芽生え、以前と比べ格段に充実した訓練になったそうです。



▲訓練の様相

職員の実践的な対応力向上のポイントとしては、①「全職員が一丸となって取り組む姿勢を組織を挙げて宣言（依命通達を発令）し、職員一人ひとりに明確な任務を付与したこと」、②「台本をなぞるだけの形式的な訓練を極力排し、その場で自ら考え行動することを求める、地震時に近い訓練環境を設定したこと」が挙げられます。

清瀬市の事例は、初動対応を担う一員としての自覚を促す取り組みや、判断力と行動力を養う訓練の導入など、日頃からの全組織的な体制づくり・機会づくりが、職員の対応力向上に非常に有効であることを示唆しています。

## 4. まとめ

### ～ 震災への職員の対応力を高めていくためには ～

今回の調査を通じて強く感じたことは、初動対応を含む震災への備えには、すべての職員を巻き込んだ組織的な取組姿勢の表明や取組環境の構築が不可欠なのではないかということです。「組織を挙げて」というトップの強力なリーダーシップと意識改革のメッセージの下に、全組織的な推進体制が整って初めて、行動計画や訓練などのそれぞれの取り組みが相乗効果をもって進展していくものと思います。

また、震災への備えにおける「組織」と「個人」の取り組みを一对のものとして車の両輪に例えるなら、個人の取り組みには限界があるとはいえ、やはり私達一人ひとりの意識や姿勢も当然のことながら問われます。個人においては、誰かではなく、「私がやる」という自覚や覚悟、「当事者意識」が必要とされるのだと思います。

結びとなりますが、震災に対する職員の対応力の向上には、安易な成功法などはなく、清瀬市の事例に見られるように、職員全員で意識を高め取り組むこと、そして、判断力と行動力を養う実践的な訓練をより多く積み重ねることにほぼ尽きるのではないかと思います。また、その実行に当たっては、漫然と同じ内容を繰り返すのではなく、現状を検証し今後を生かす仕組みづくりと確実な運用もまた、組織や個人が抱える障壁を乗り越え実効性のある取り組みへと高めていく前提となるものと考えられます。

この調査が、多摩・島しょ地域の皆さんの地震の備えに対する意識向上や積極的な取り組みの一助となれば幸いです。



## いまさら聞けない行政用語

### 1) 成年後見制度について

～地域で自分らしく暮らすために～

調査部主任研究員 加藤 克昌

#### はじめに

皆さんは、「成年後見制度」をご存じですか？  
過日、「成年後見人を務める弁護士が、預かり金を着服」という新聞記事が出ていましたが、弁護士といえば、社会的に責任ある立場でありながらひどい話であると感じた方もいたかと思います。成年後見制度において成年後見人は、制度の根幹を担う重要な仕事をするために裁判所から選任され、判断能力の充分ではない方の生活を支える大切な役割を持つ人です。

今回、この新聞記事をみて、成年後見制度について調べてみることにしました。

#### 成年後見制度の創設

「禁治産者」、「準禁治産者」という言葉を聞いたことがある方もいると思いますが、「成年後見制度」(以下「制度」といいます。)が導入される以前は、判断能力が充分にない方はこのように呼ばれ保護されていました。しかし、禁治産や準禁治産の宣告を受けた場合は、その名称が戸籍に記載されプライバシーが守られない、名称により差別の対象となるなどの問題点がありました。そのため、この問題を解消し判断能力の充分にない方の権利を守る必要が生じ、平成12年に制度が創設されました。折しも、同じ時期に介護保険が導入されましたが、この制度によって判断能力の充分にない人であっても、本人の意思を尊重した介護保険サービスが受けられるようになりました。

#### 制度の概要

この制度は、家庭裁判所(以下「裁判所」といいます。)が選任した後見人等(※1)が判断能力の充分にない人(以下「被後見人等」といいます。

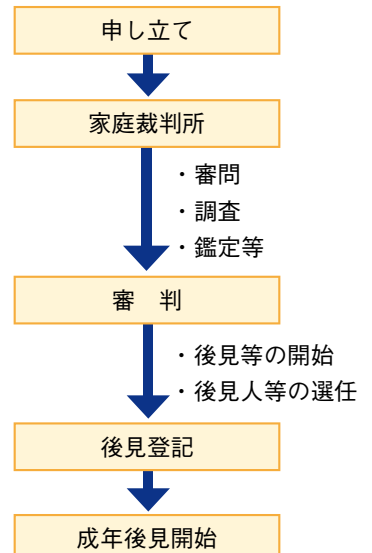
す。)を法律的に支援し、生活の安定を維持するためのものです。被後見人等の対象者は、認知症の高齢者、知的障害児(者)、精神障害者などです。この被後見人等の意思を尊重し、かつ心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりする方を後見人等と呼んでいます。

この制度を利用するためには、裁判所に申し立てを行い、裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を後見人等として選任すると同時に、後見等の内容が法務局に登録されることが必要です。この申し立ては、判断能力が不十分になる前に自らが行う場合(任意後見制度)と判断能力が不十分になってから親族などの周囲の方が行う場合(法定後見制度)に分けられます。

後見人等となる方は、一般的には自身の親族などが多く、その他には専門職といわれる弁護士、司法書士、社会福祉士や法律・福祉に係る団体が選任される場合があります。

なお、法定後見制度では、親族がいない場合や親族が申し立てを拒否した場合などの際に、親族に代わって市町村長が申し立てをすることも可能です(「市町村長申し立て」といいます)。

#### ☆法定後見制度の一般的な手続きの流れ





## 制度の利用状況

制度利用の対象となり得る方がどの位いるのか調べてみました。厚生労働省では、認知症の高齢者、知的障害児（者）、精神障害者など、制度の対象となる方を推計値として公表しています。認知症高齢者は、平成24年度の推計で約305万人、知的障害児（者）及び精神障害者の数は、平成17年度の推計でそれぞれ54.7万人、323.3万人となっています。

それでは、実際にこの制度をどのくらいの方が利用しているのでしょうか。最高裁判所では、統計として「成年後見関係事件の概況」を公表していますが、成年後見利用者数は、平成24年中（1月から12月）で16.6万人あまりにすぎません。

対象となり得る方のすべてが、制度を利用しなければならぬほど判断能力が低下しているわけではありませんが、それでも利用状況はかなり低いと推測できます。その原因のひとつとして、後見人等を務める方の人数が足りないこともあるのではないかと考えました。

そこで、実際の利用状況を確認するために立川市社会福祉協議会の現状を聞いてみました。

### 制度を支える取組が重要

立川市社会福祉協議会は、制度が必要な方に対する利用促進に当初から取り組んでおり、そのための組織として「地域あんしんセンターたちかわ」（以下「センター」といいます。）を設置しています。まず、制度の利用者が少ない要因として考えられることは、以下のとおりでした。

- ①裁判所への申請ということに対して抵抗感があること。
- ②様々な書類を揃えることなど手続きが煩雑であること。
- ③制度を利用しなくても親族などの支援だけで十分であるといった認識があること。

これらの課題を解消し、制度の利用促進につなげるための方策として、センターでは、行政との協力により、申し立て費用や後見人報酬などの支援のほか市長申し立てを積極的に実施しているそうです。

後見人等への支援としては、連絡会を開催し後見人等に対して福祉サービスの案内などの情報提

供を行ったり、親族の後見人等からの相談を受け付けたりしています。

当初想定した後見人等が足りないという状況は感じておらず、上記のように制度運営のための支援策が重要であるという考えでした。

また、センター自身が、弁護士や社会福祉士など多方面に精通した人材を確保していることや継続性が担保されているといった強みを生かして、法人としても後見人等を受任しており、利用者の支援に努めているということでした。

この法人後見の実施に当たっては、センターに所属する後見支援員の養成も行っています。後見支援員は、主に市民の方を対象に後見業務を担えるよう養成した上で、センターに所属する形をとっています。

これらの取組を行うためには、行政との係わりが重要と考えており、そのために行政とセンターの役割分担を明確にし、互いに密接に連携を取り合うなどを行っています。また、この2者に加えて福祉サービスの面も考慮して地域包括支援センター（※2）を加えた3者による連携体制を整えることにより、立川市全域において有効な支援体制が構築できているということでした。

### 最後に

成年後見制度は、住み慣れた地域で、誰もが自分らしく安心して暮らしていくために必要な制度であることを改めて再認識することができました。この制度を必要な方が安心して利用するためには、やはり後見人等の持つ役割がとても重要であることがわかりました。各市町村でも、様々な取組を行っていることはと思いますが、後見人等に対する支援を充実させることにより今後も成年後見制度が適正に活用されることを期待します。

※1：「後見人」の他に「保佐人」「補助人」がいます。判断能力に応じて、呼び方が異なります。

※2：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関

## 2) アダプト制度について

～市民協働のススメ～

調査部研究員 深澤 亘

### アダプト制度の誕生

「アダプト制度」をご存知ですか？アダプト制度（以下「制度」といいます。）は、1985年頃アメリカテキサス州において「アダプト・ハイウェイ・プログラム」の名称で初めて導入されました。この州では、州運輸局が管理する高速道路でのごみの散乱がひどく、毎年増え続ける清掃費用に頭を悩ませていました。そこで、市民に道路を維持管理してもらう目的で協力を呼びかけたのが始まりです。

この制度は、本来自治体が管理すべき公共施設等を、市民や企業が自発的かつ責任をもってボランティアで維持管理をしてもらうことが目的であり、別名「公共施設里親制度」とも呼ばれています。現在では、アメリカにとどまらず世界各国に普及しています。日本においても平成10年頃から導入され、今では全国の自治体で様々な事業が行われています。

### 制度の概要

制度の対象となる事業には、主に道路や公園等の維持管理が挙げられます。自治体が地域住民や民間企業（以下「地域住民等」といいます。）と契約（合意文書）を結ぶことで、自治体からは道具や資材を提供・支援し、地域住民等は定期的に公共施設の清掃や整備等を行います。自治体にとっては、公共施設の維持管理と経費削減が図れるとともに、地域住民等にとっては、地域社会における活動機会の提供や住民意識の向上につながります。この制度は市民協働の有効な手段のひとつとして導入されています。

### 多摩地域の現状

近年は多摩地域でも多くの自治体でこの制度が導入されています。事業名称も様々で、「サポーター制度」「協力員制度」「パートナー制度」などと呼ばれることもあります。道路や公園等での清掃・整備における導入例が比較的多く見受けられます。

それでは多摩地域での事例を紹介します。

### 事例1 稲城市 — 道路や公園等の管理 —

稲城市では、平成14年7月に「稲城市公共施設アダプト制度実施要綱」を作成し、市が管理する道路や公園等の公共施設を、市民の自主的な活動で、市と協働で管理する制度として、翌8月からスタートしました。きっかけは、平成13年に開かれた「多摩ニュータウンサミット」での意見交換会の中で、市民協働の話が挙がり、共同宣言に盛り込まれたことによります。

活動例は、道路や公園等における清掃、花植えなどが多く、当初7団体であった登録団体数も、現在は61団体に増えています。取材した市の担当者は、「行政側としては頻繁に公共施設の清掃ができないのが現状です。したがって、この制度を活用し、市民（協働管理者）がまちの美化に寄与してくださることで本当に助っています。また、市民にも行政に任せっきりにほしなくて、自らがまちの美化にボランティアとして貢献している、という意識が生まれました。この制度は、市民が自発的に取り組むことに意義があります。また町の美化が進むと、不法投棄の抑制にもつながります。」と制度のメリットについて話してくれました。

ただ課題もあります。稲城市では団体の構成年齢が高く、若い年代の方の加入が少ないようです。



▲稲城市の協働管理者（アダプト団体）により整備された公園の花壇

そのため、登録団体数もここ数年伸び悩み、逆に高齢化により活動が出来なくなる団体が発生している現状があるようです。担当課としても、この点に関してが、アダプト制度を推進していくうえでの今後の課題であるとのことでした。

## 事例2 福生市 — 違反広告物の撤去 —

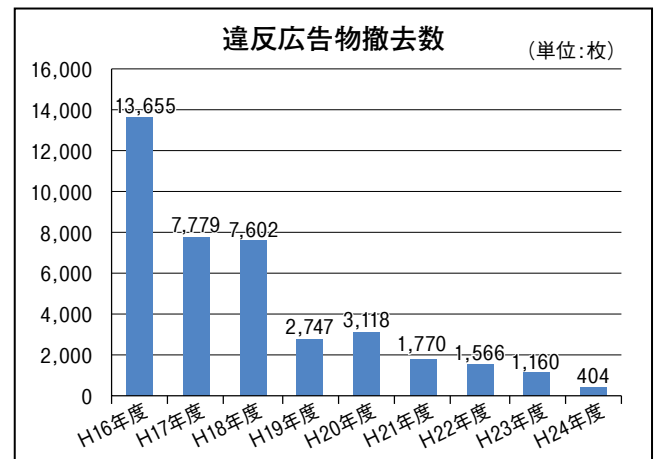
多摩地域では、比較的公園や道路等の維持管理においてこの制度が導入されるケースが多い中、福生市ではこの他に、市内で違法に貼られた広告物等の撤去について市民に協力を募る、という方法でこの制度を導入しています。

きっかけは捨て看板や貼り紙等による地域景観上の問題と教育上の問題が市民から指摘されたことによります。制度導入以前から市で違反広告物の撤去を行ってはいましたが、なかなか改善されませんでした。そこで安全な歩行空間の確保及び良好な都市景観の維持・向上を図ることを目的に、違反広告物の撤去を市民と行政が一体となって取り組んでいこうということになり、「福生市違反広告物撤去協力員制度実施要綱」を作成し、平成

16年度からこの制度がスタートしました。

この事業を開始して以来、図1のとおり撤去数が激減しました。これは市民が参加することにより、捨て看板や貼り紙などの掲示抑制効果が高まった結果であるということがうかがえます。

市では、活動を継続的に実施していくことが、各地域の連帯感の向上や広告物の掲示抑制にもつながることから、引き続きホームページなどで協力員の参加を募っています。



(図1) 制度開始からの撤去数  
(福生市から提供のデータに基づき作成)

### 【参考：都電荒川線沿線バラ植栽事業】

ここで多摩地域では見かけない事業を紹介します。

この事業は、今では都内で唯一となった都電「荒川線」の荒川区域内沿線をバラの花で包もうというものです。

荒川区では、沿線の一部について、バラ花壇の維持管理をボランティア団体「荒川バラの会」に任せており、同会が自らの責任において、バラの剪定や施肥などを行っています。一方、区では、用具の貸与、ボランティア保険加入のほか、側面的な支援として会員を対象とするバラの育て方講習会や見学会を実施しており、アダプト制度が上手く機能しています。

現在、荒川線の区内延長約4.8kmのうち、植栽可能な約4kmの区間に約140種13,000株のバラが植えられています。



▲バラの会の維持管理により見事に植栽されたバラと都電

### まとめ

以上見てきたように、この制度は、自治体側の要望のみではなく、地域住民等自らが、自覚と責任をもってまちづくりの一翼を担うということに大きな意義があるといえます。

ただ、多摩地域の多くの自治体では、清掃用具の提供、備品の貸し出しや傷害保険の加入といっ

た活動に対する直接的な支援が多いようです。はじめはそれでも十分だとは思いますが、将来的には荒川区のように、住民に対して側面的な支援も行えるような方法を考えてみるのも、一考ではないでしょうか。



## 建築行政の現状について

調査部研究員 柳 澤 剛

### はじめに

平成26年4月から消費税率が8%に改定されることが決まりました。税率の上昇はマイホーム等を建てようと考えていた人にとっては特に影響があるということで、一時期新聞紙面を賑わせていたのを覚えている方もいるのではないのでしょうか。

さて、“家を建てる”という行為について考えてみますと、間取りや外観を考えるのも重要ですが、その家が建築基準法等に適合しているかどうかの確認を得る必要があります。これを建築確認といいます。その建築確認を行う公の機関が“建築行政”の担当部署で、建築確認事務は建築行政の一部です。

この建築基準法に基づく建築行政は、建築主事<sup>1</sup>による建築確認<sup>2</sup>と、特定行政庁<sup>3</sup>による建築許可などを大きな柱としています（以降、本調査における建築行政の定義とします）。しかし、この建築行政という分野は、特定行政庁となっていない市町村の職員にはあまり馴染みがないものと思えます。

例えば、建築基準法では、建築主事について、広域自治体である都道府県には必置としています。一方、基礎自治体については人口25万人以上の政令で定められた市では必置ですが、それ以外の市町村での配置は任意となっています。そのため、必置義務がない市町村の多くは特定行政庁に

はなっておらず、市町村として建築行政を行っていないのが現状のようです。ちなみに、全国には1,742の市区町村があります<sup>4</sup>が、平成25年4月1日現在、404団体が特定行政庁になっており<sup>5</sup>、そのうち必置義務があるのは88団体<sup>6</sup>です。

そこで、本調査では、多摩・島しょ地域の39市町村において、建築行政を行っている市町村の状況を把握します。必置義務のない市町村において、なぜ特定行政庁になっているのかについて確認するとともに、特定行政庁となることのメリットについても考えていきたいと思えます。

具体的には、「多摩・島しょ地域39市町村における建築行政に関するアンケート調査<sup>7</sup>」を通じて、多摩・島しょ地域の各市町村の現状を把握・整理するとともに、他地域の事例を紹介することで、建築行政を行っている場合は自市町村の建築行政について、行っていない場合はその導入について、考えるきっかけを提供したいと思えます。

<sup>1</sup> 都市計画用語研究会（2012）によると、「建築物や工作物の建築計画等が建築基準関係規定、その他建築物の敷地、構造及び建築設備などに関する法令の規定に適合していることを確認する権限を有している都道府県又は特定の市町村の職員のこと」とあります。

<sup>2</sup> 建築確認は民間でも実施しています。

<sup>3</sup> 都市計画用語研究会（2012）によると、「原則として、建築主事の置かれた市町村の区域内については、当該市町村の長のことをいい、その他の市町村の区域内については、都道府県知事のことをいい、「権限を有する建築基準法の執行機関である」とあります。

<sup>4</sup> 財団法人地方自治情報センターホームページ（<https://www.lasdec.or.jp/>）によります（平成25年1月1日現在。東京都の23区を含みます）。

<sup>5</sup> 全国建築審査会協議会ホームページ（<http://www.zenkenshin.jp/>）によります（東京都の23区を含みます）。

<sup>6</sup> 全国建築審査会協議会ホームページによります。

<sup>7</sup> 多摩・島しょ地域39市町村を対象に、平成25年8月1日現在において、(1)建築行政を担う部署の有無及び名称、(2)建築行政にかかる全職員数、建築職の職員数、建築主事の人数等、(3)建築行政業務を行うことにした理由、(4)建築行政業務を行ったことのメリット、(5)同デメリット、(6)同課題、(7)建築行政の今後の取り組み希望、(8)建築行政業務を行っていない理由、(9)建築行政業務を行っていない市町村の今後の取り組み意向の9項目について、平成25年8月13日から27日にかけてアンケート調査を実施し、市町村の意向を把握しました。

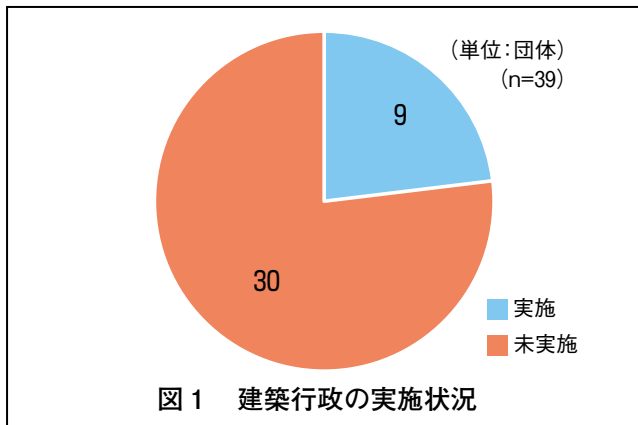
## 1. 多摩・島しょ地域における建築行政の現状

まず始めに、多摩・島しょ地域の市町村における建築行政実施の実態について見てみます。39団体中9団体のみが建築行政を行っていることが分かりました（図1）。このうち、建築基準法により建築主事の配置が義務付けられた団体は2団体で、残りの7団体は任意で実施していることになります。

また、建築行政を行っている団体はすべて市でした。建築基準法によれば、必ずしも市でなければ行えないという制限はありませんが、多摩・島しょ地域には町村も含め基礎自治体は39団体ありますので、実施は一部の団体に限られている現状がわかりました。

次に、建築行政を行っている市に、建築行政に携わる人員について聞きました。建築行政に携わる全職員数、建築職<sup>8</sup>の職員数、建築主事の人数等を示したものが表1です。

建築行政を行っている9団体の平均は、全職員19.9人、建築職13.7人、建築主事1.8人、管理職1.2人でした。これらの人数は、従来から建築系の職



員等を配置している部署にプラスして新たに配置しなければならない人数であると仮定するならば、決して少ない人数の増員とは言えません。

また、建築職の職員を少なからず配置していることから、建築行政の導入時には、職員の配置転換及び新規採用が行われたと推測できます。

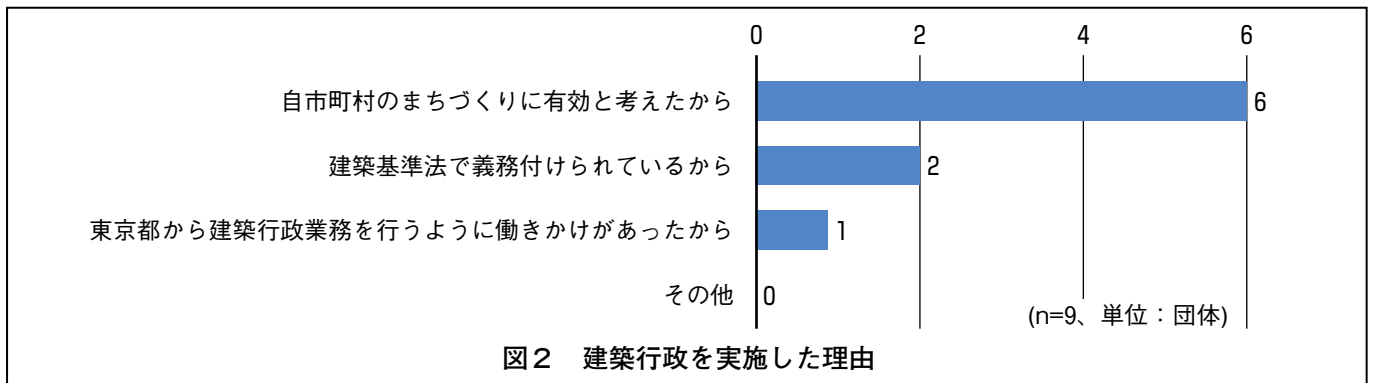
このように、建築行政を行う場合、一定数の専門職を含めた職員を配置しなければならないことがわかりました。

## 2. 多摩・島しょ地域における建築行政の現状

### (1) 建築行政を実施している団体

建築行政を行っている団体に対して、その導入理由について聞いた結果を図2に示しました。必置義務のある2団体を除くと、そのほとんど（6団体）が「自市町村のまちづくりに有効と考えたから」を理由に挙げています。

	全職員数	建築職の職員数	建築主事総数	建築主事管理職数
A市	34	23	1	1
B市	17	14	2	1
C市	17	15	2	1
D市	18	12	2	1
E市	14	10	2	1
F市	17	10	2	2
G市	36	25	2	1
H市	13	8	2	2
I市	13	6	1	1
平均	19.9	13.7	1.8	1.2



<sup>8</sup> 本調査においては、辞令上の技術職、事務職等に関わらず主として建築分野に携わることを目的に採用された職員のことを指

します。

次に、建築行政を実施したことにより、メリットがあったと感じた点について確認したところ、**図3**のような結果になりました。

ここで、特筆すべきは、「メリットはなかった」と回答した団体が皆無であったことです。これは、建築行政を実施することで、少なからず何らかのメリットを享受したと捉えていることを示しています。

具体的に見てみると、「自市町村の方針に沿ったまちづくりが行えるようになった」が8団体と最多の回答で、前述の実施理由に示した、「自市町村のまちづくりに有効と考えたから」に対応する結果として多数の団体がメリットとして挙げたといえます。やはり、自市町村の方針に沿ったまちづくりを行えるようになったことが最大のメリットでした。

次いで、「建築職の職員の技術力（能力）向上に寄与した」を5団体がメリットとして挙げており、建築職員の技術力向上にも寄与する可能性が高いことがわかりました。

一方、デメリットについても確認しました。結果が**図4**です。

こちらの設問においても「デメリットはなかった」と回答した団体が1団体もなかったことから、導入することのメリットがある一方で、デメリットもあるということが明らかになりました。

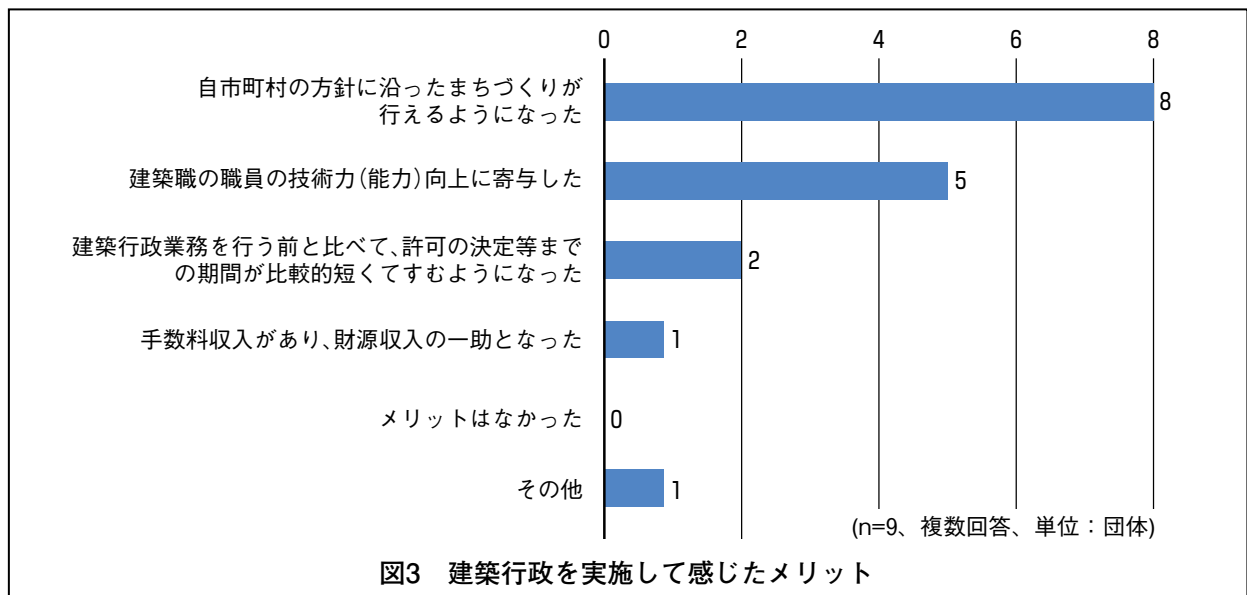
具体的に見てみると、デメリットの回答の中で「訴訟問題への対応が必要になった」ことを挙げたのが8団体と最多で、建築行政を行っているほとんどの団体が選択しています。これは、多摩・

島しょ地域の基礎自治体においては、訴訟が発生したときはもちろん、訴訟問題への備えが多くの団体に意識されていることを示しています。

次いで、「新たに建築職の職員や事務職員を配置しなければならなくなった」が4団体と続きます。これは、少なからず人材面でデメリットと感じた団体があったことを示しています。

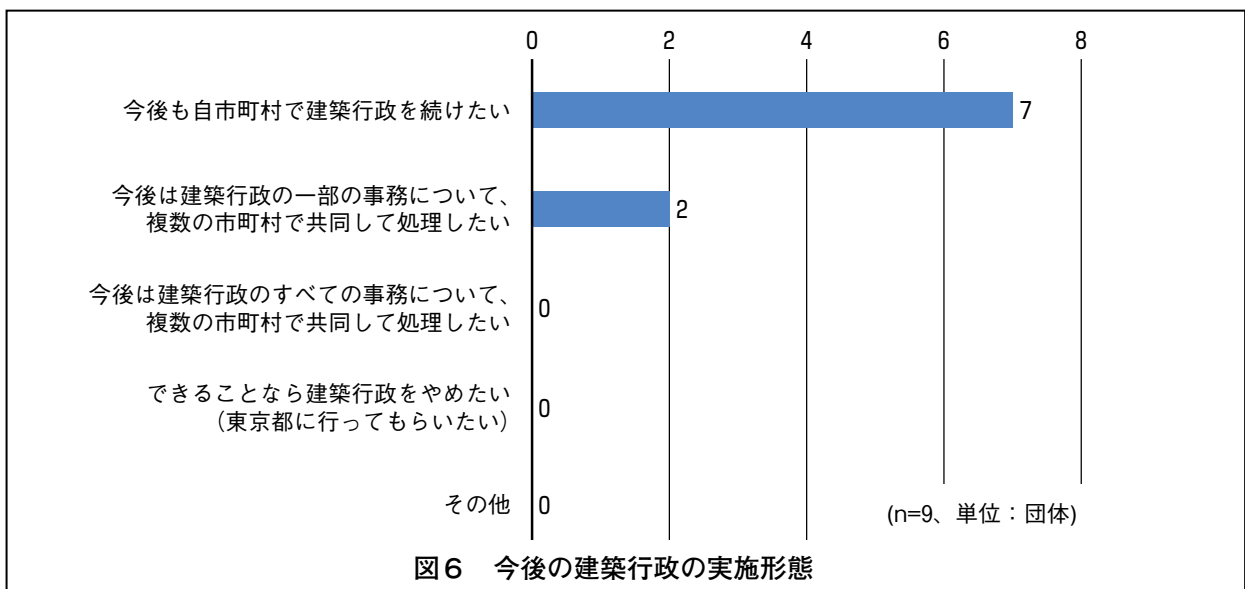
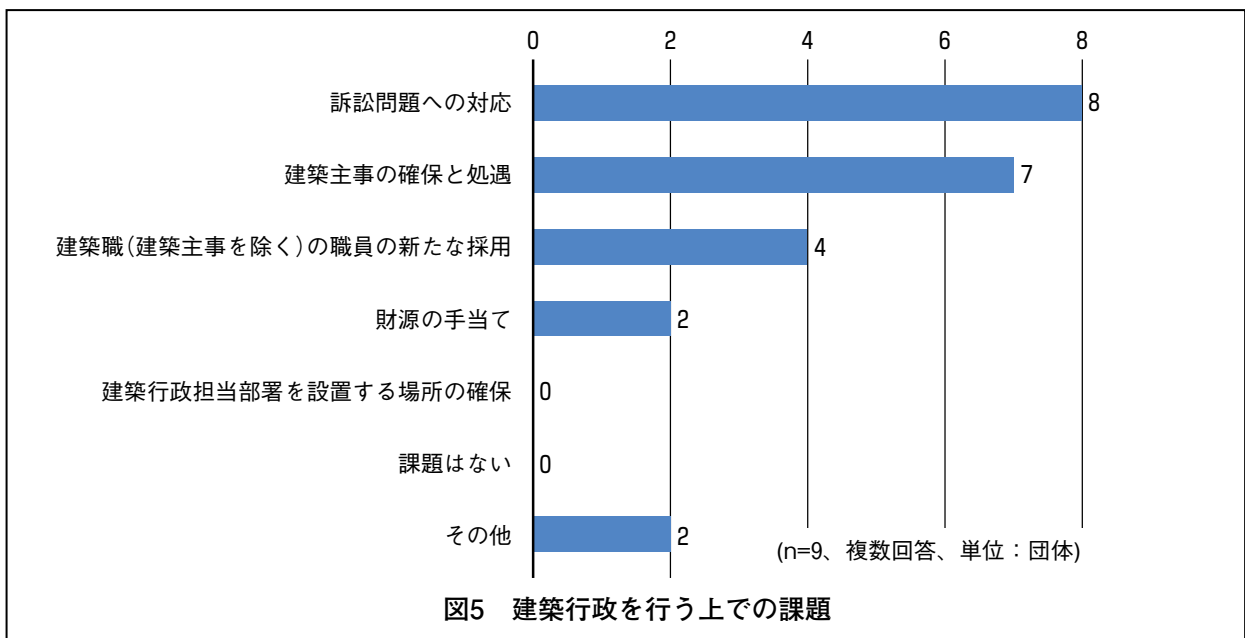
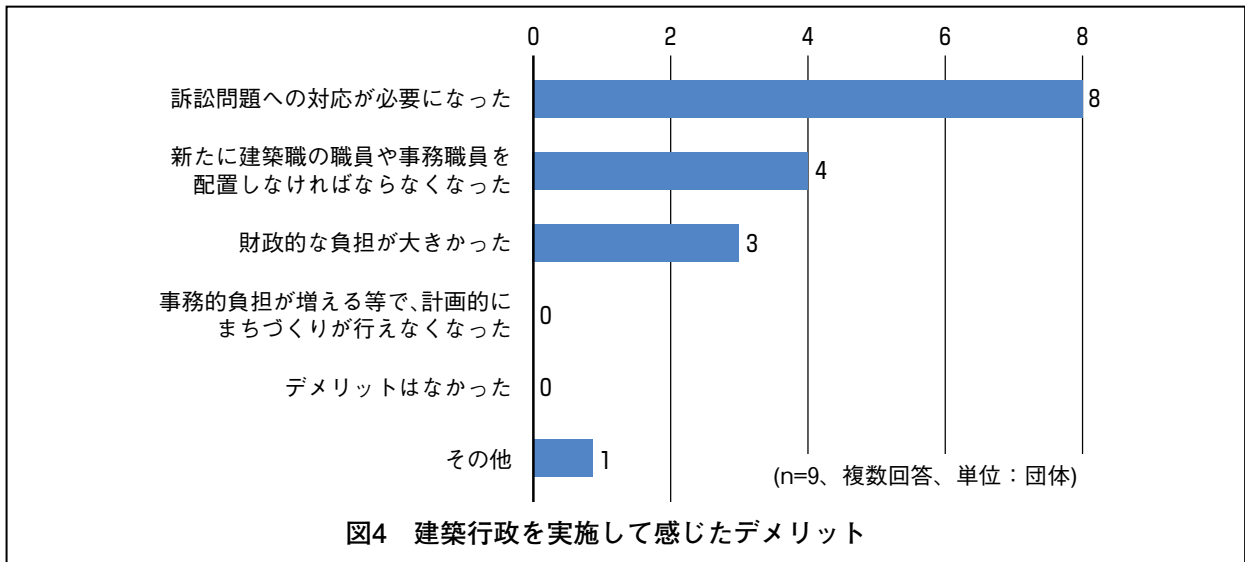
さらに、これらを踏まえた建築行政の課題について訊ねた結果が**図5**です。最も多かったのは「訴訟への対応」で8団体でした。デメリットとして挙げていたものがそのまま課題になっていることがわかりました。次いで、「建築主事の確保と処遇」が7団体と続きます。建築主事になるためには建築基準適合判定資格者検定という国家資格を得なければならず、その受験をするには一級建築士の資格が必要です。その上、合格率も2～3割程度と決して高くはなく、難関の試験となります。しかし、それだけ苦勞して資格を取得したとしても、待遇面で職員へのインセンティブが無いところも多いようです。前掲の**表1**を見ても、建築主事はどこの団体でも1人ないし2人ですので、職員の退職等で人員の補充が思うように行えなかったり、現状では職員数が不足しているので増員したいけれども職員が資格をなかなか取得できなかったり、資格を取得したとしてもその後の育成に時間がかかったりと、人材面において課題があるという認識を建築行政の担当部署は持っていることがわかりました。

重ねて、今後の建築行政をどのような形態で実施して行きたいか聞いた結果が**図6**です。



**図3** 建築行政を実施して感じたメリット





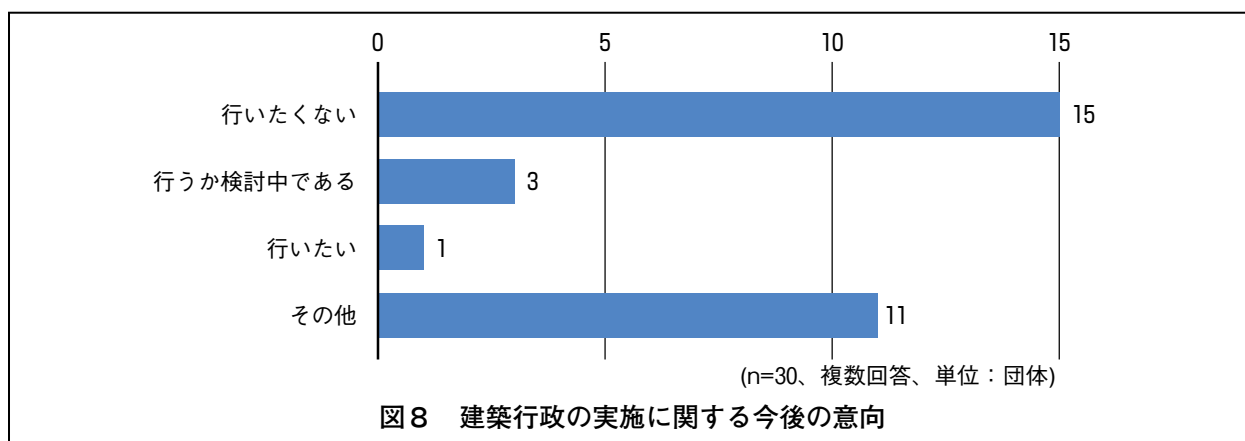
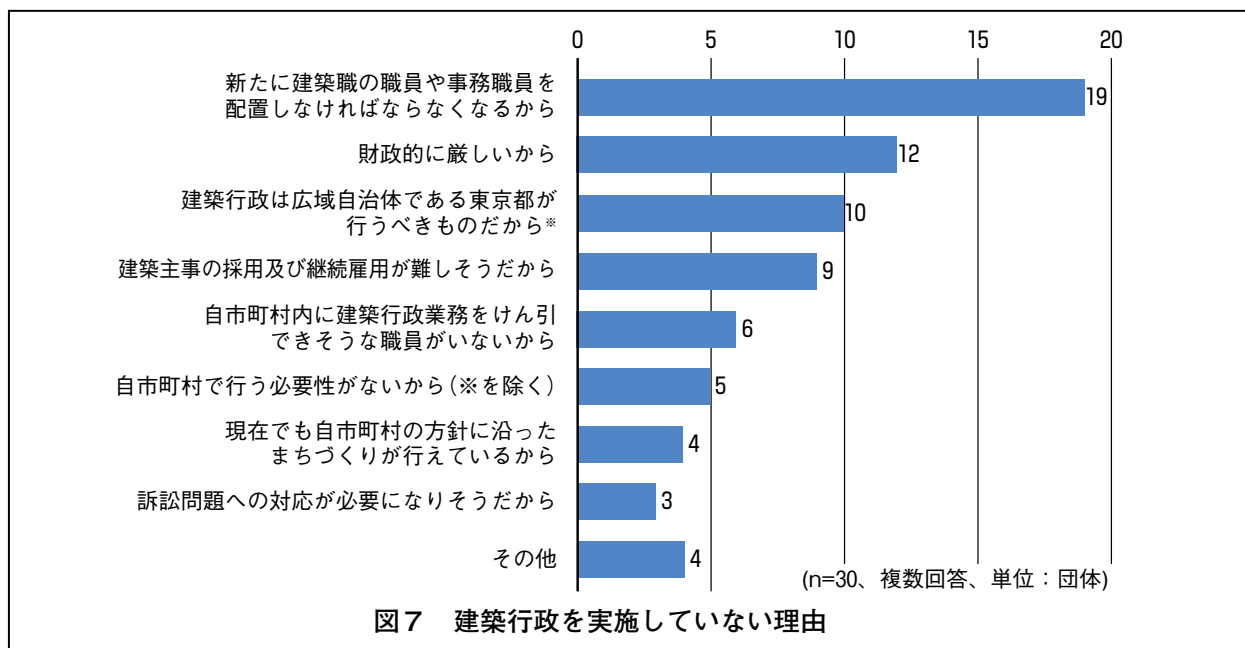
ほとんどの団体（7団体）が「今後も自市町村で建築行政を続けたい」と回答しており、これまで同様単独で建築行政を続けて行く意向を示しています。残りの2団体は、「今後は建築行政の一部の事務について、複数の市町村で共同して処理したい」と回答しています。共通する事務を複数の市町村で共同して処理することにより効率化を図りたいという意思の表われと見られますが、建築行政を行っている全団体の中ではまだまだ少数な考え方のようです。

## (2)建築行政を実施していない団体

建築行政を行っていない団体に対して、その理由について聞いた結果を図7に示しました。「新たに建築職の職員や事務職員を配置しなければならなくなるから」が19団体と最多で、次いで

「財政的に厳しいから」が12団体、「建築行政は広域自治体である東京都が行うべきものだから」が10団体、「建築主事の採用及び継続雇用が難しそうだから」が9団体と続きます。人材面の問題や財政面の問題、東京都と市町村の役割分担などを理由に建築行政を行っていないことがわかりました。

次に、今後の意向について確認した結果が図8です。「行いたくない」が15団体と最も多く、次いで「その他」が11団体と続きます。その他のうちのいくつかを示すと、「現時点では、行う必要性を感じていない」、「検討の対象になっていない」、「喫緊の課題となっていない」（部分抜粋）など、団体によっては必要性・緊急性の観点から検討の遑上にも挙がっていないことがわかりました。



### (3) 建築行政の実施団体と未実施団体の比較

未実施団体が、未実施の理由として挙げている項目のうち最も多いのが人材面の項目で、次が財政面の項目でした（図7参照）。

一方、実施団体においては、人材面では、4団体がデメリットとして（図4参照）、7団体<sup>9</sup>が課題として（図5参照）挙げています。また、財政面では3団体がデメリットとして（図4参照）、2団体が課題として（図5参照）挙げています。これは、例えば手数料収入だけでは運営することができないので不足分の財源の手当てなどが必要となる、といったことのようにです。

このように、人材面については、実施団体の多くで課題と考えており、未実施団体が懸念していることは的を得ていることがわかりました。

一方で、未実施団体が懸念している財政面については、実施団体ではそれほどデメリットや課題として認識していないことがわかりました。しかし、これについてはそもそもの自治体規模の相違という面もありますので、安直に建築行政を実施することに対して財政面が課題となることは少ないということは断言できません。

### (4) 広域自治体である東京都の方針

これまでは、多摩・島しょ地域の建築行政について見てきましたが、ここで東京都について見てみましょう。東京都は、建築行政をつかさどるのは基礎自治体が望ましいと考えています。市であれば、15万人以上の人口規模の団体などには特定行政庁設置の働きかけを行っており、また、人口規模によらず受け入れが整う団体には順次移管していく意向があるそうです。いずれにしても、都と市町村とが協議を重ねて進めて行くこととなります。

建築行政の移管に際しては、市町村職員に建築行政の実務を理解してもらうために都が市町村職員を受け入れたり、都の技術職員を市町村へ派遣したりといった人材面のほか、財政面の補助を行うといった支援等を行っています。

また、建築行政を所管することに名乗りを挙げ

る町村があれば、要望に添えるように検討していきたいとのことでした。

なお、参考までに東京都全体の状況について確認してみます。日本全国では、冒頭でも触れたように1,742市区町村中404団体が特定行政庁になっています。すなわち、23.2%が特定行政庁になっている計算です。これを東京都62市区町村で見ると、32団体（51.6%）が特定行政庁になっていますから、全国平均の2倍以上の団体が建築行政を自市区町村で行っていることとなります。

## 3. 他地域の状況

それでは、東京都以外の地域ではどのような状況になっているのか見てみましょう。

隣接する埼玉県及び北海道では、町においても限定特定行政庁<sup>10</sup>となっているケースがあります。

また、これとは逆に、香川県の場合では、基礎自治体のうち特定行政庁になっているのは県庁所在地の高松市だけです。だからといって、県が高松市以外の基礎自治体に特定行政庁になるよう促すことはしておらず、中立的な立場で対応しているとのことでした。すなわち、基礎自治体からの申し出があれば特定行政庁になるべく協議に応じていくこととなりますが、申し出がない限りは現状維持とのことでした。

なお、高松市の建築行政にかかる人員体制は表2のようになっています。表1と比較すると人員が、特に建築主事の人員が多くいるように感じられます。しかし、平成25年度は建築主事が3人になり、現状では足りない状況であるとのことでした。

**表2 高松市の建築行政に携わる人員**

(単位：人)

全職員数	建築職の職員数	建築主事総数	建築主事管理職数
29	20	5	3

※平成24年4月1日現在  
出典：高松市都市整備局建築指導課（2012）等より筆者作成

<sup>9</sup> 「建築主事の確保と処遇」の7団体と「建築職（建築主事を除く）の職員の新たな採用」の4団体とで、共通して選択している団体数と、どちらかを選択している団体数の合計値です。

<sup>10</sup> 「木造住宅など小規模建築物の建築確認、完了検査など一部の業務についてのみを行う特定行政庁です。



また、多摩・島しょ地域において、課題として最も多く挙げられていた訴訟に関する問題（図5参照）はほとんどないようです。

これらをすべて“地域性”と言ってよいかはわかりませんが、個別の事情に応じて地域に合った取組がなされていると解釈できます。

#### 4. まとめ

市町村が特定行政庁になることにより、基礎自治体としてのメリットがある一方で、課題等もあることが今回の調査で明らかになりました。また、特定行政庁となっていない市町村においては、人材面と財政面の両方が最大のネックとなり、建築行政の実施に踏み切れない状況がわかりました。

各市町村は限られた人材・財源などの資源から総合的に判断し、自らの基礎自治体としてのあるべき姿の実現に向けて取り組んでいることと思いますが、その中のひとつに建築行政もあるとするならば、今回の調査で提供した情報を多摩・島しょ地域39市町村で活用いただけることと考えます。

市町村が建築行政を行うにはそれなりの準備が必要です。すなわち、建築行政を遂行する部署を設置し、ノウハウを身に着けた建築主事をはじめとした建築職の職員及び事務職職員の配置を行うこと。また、手数料収入だけでは運営することはできないのでその財源を確保すること、などです。これらを今まで以上に手当てすることができたならば、市町村自らが描く魅力あるまちづくりを広域自治体に委ねることなく自らの手で行うことができるのです。

本稿が、多摩・島しょ地域市町村における今後の建築行政に関わる施策について考える資料として参考になれば幸いです。

#### 調査を終えて

建築主事になるための資格を取得するには莫大な時間と費用がかかります。現状では、その資格を取得することによるメリットは自らの仕事に対するやりがい尽きるように感じました。資格取得への受験料・登録費などの一部に助成がある団体もあるようですが、資格及び資格を用いた

業務に対する手当てが無い場合もあり、これでは今後建築主事を確保することは難しいのではないのでしょうか。建築主事の前提となる建築基準適合判定資格者検定の合格者がいなければ建築行政を市町村で行うことができないという事実を考えますと、当該資格者に対する処遇面の配慮がなされて然るべきだと思います。市町村における建築行政の実施自体に関わる大きな問題がここに存在するように感じました。

また、このことは建築主事だけの問題ではなく、自治体内においては、資格職全般に対して、インセンティブを与えるシステムが不存在または不足しているような気がしてなりません。しかし、これは“人事”という組織全体の問題として検討する必要がありますので、今後の調査研究の進展に委ねることとし<sup>11</sup>、本稿を閉じます。

#### 引用文献

高松市都市整備局建築指導課（2012）：『平成24年度版 建築行政年報（平成23年度分）』、高松市、p.4。  
都市計画用語研究会（2012）：『四訂 都市計画用語辞典』、株式会社ぎょうせい、p.99、p.292。

#### 謝辞

本調査にご協力いただきました多摩・島しょ地域39市町村、東京都多摩建築指導事務所、東京都都市整備局市街地建築部建築企画課、高松市都市整備局建築指導課、香川県土木部建築指導課の皆様に感謝申し上げます。

<sup>11</sup> この議論については、本年度当調査会が取り組んでいる「職員の採用と育成手法に関する調査」の結果に譲ります。

## 調査研究報告書の活用に関するアンケート調査結果報告

当調査会では、調査研究活動の成果として毎年度各種の報告書を作成し、多摩・島しょ地域市町村などに配布するとともに、ホームページ（<http://www.tama-100.or.jp/>）でも広く公開しています。

こうした報告書がそれぞれの市町村の現場でどのように活用されているのかについて把握し、今後の調査研究に役立てていくため、平成25年7月に多摩・島しょ地域の39市町村を対象としたアンケート調査を実施しました。

### ○ 9割以上の市町村で事業に役立てられています。

調査研究結果の活用状況について、「毎年度、事業実施の参考にしている」、「その年の調査研究テーマによって、個別の行政課題と合致する場合には参考にしている」との回答を合わせ、計37団体（94.9%）が当調査会による調査研究結果を事業に活用していると回答しています（図1参照）。

平成24年度1年間でみても、「調査研究結果を、具体的な事業実施に係る判断に直接反映させた事例があった」、「直接的に反映させた事例はなかったが、調査研究結果に基づき検討を開始することにした」、「基礎的な情報、データ等として参考にした」との回答を合わせ、計25団体（64.1%）が調査研究結果を活用した実績があると回答しています（図2参照）。

### ○ 各市町村が抱える行政課題に即した報告書が、幅広く活用されています。

平成24年度における活用事例について具体的に聞いてみると、過去に発表したものも含め、各市町村が行政課題に直面した際に、当調査会の報告書が幅広く活用されていることがわかります。

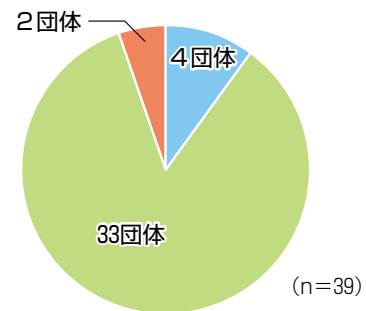
多くの市町村で活用された報告書としては、「市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書」（平成24年度発行）、「人口減少期における多摩地域の『縮む』未来図」（平成22年度発行）、「多摩地域データブック」が市の基本計画の策定・策定準備に際して役立てられ、「指定管理者制度の運用に関する実態調査報告書」（平成24年度発行）が実施計画策定や課題整理等で庁内検討資料として使用されました。

### ○ 調査会に期待が寄せられています。

このほか自由意見として、「調査結果をまとめるに止まらず、それを活かした政策提言をしてもらいたい」といった声もいただいています。

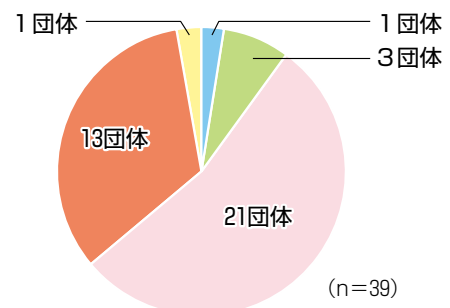
当調査会では、今回の調査結果を踏まえつつ、引き続き市町村行政に資する調査研究に取り組み、その成果の還元を図っていきます。

（図1）調査研究結果の活用



- 毎年度、事業実施の参考にしている
- その年の調査研究テーマによって、個別の行政課題と合致する場合には参考にしている
- 特に参考にはしていない

（図2）平成24年度の活用事例



- 調査研究結果を、具体的な事業実施に係る判断に直接反映させた事例があった
- 直接的に反映させた事例はなかったが、調査研究結果に基づき検討を開始することにした
- 基礎的な情報、データ等として参考にした
- 特に事業の参考にした事例はなかった
- 不明

## 編集後記

- 2020年のオリンピック・パラリンピック開催地が、東京に決まりました。早朝、早起きして中継をご覧になった方もいたかと思います。

今回、東京での開催が決まったこの大会は、夏季のオリンピックとして日本で2回目ということですが、1回目の1964年（昭和39年）を遡ること24年前の1940年（昭和15年）に東京での開催が予定されていたことをご存じでしたか。この時の開催は、日中戦争の勃発などの影響で日本は辞退することとなりましたが、その後、改めてアジアで最初となる前回大会を開催し、大成功を取ることができました。オリンピック招致に奔走した日本の関係者にとっては悲願の開催となったと同時に、戦後復興を世界にアピールする場としても意味があったようです。

翻って、今回のオリンピック・パラリンピック招致を取り巻く日本の状況をみると、前回大会の時と似通った雰囲気があったのではないかと感じました。そのひとつは、前回大会と同じように開催に至る数年前に開催のチャンスがあったものの、かなわなかったということです。それぞれ、辞退と招致失敗という違いはありますが、一度は開催できるという期待を持ちながらあきらめざるを得なかったという状況から、一転して開催ということになったときの高揚感はおそらく共通するものがあったのではないかと想像できます。また、現在日本は、東日本大震災からの復興の途上にあります。戦争と震災という違いはあるものの、それぞれに日本が負ったダメージからの復興を世界に向けて表すことができる場としての開催ということについても共通するものがあるのではないのでしょうか。

今年、「スポーツ祭東京2013」が各市区町村で盛大に開催されました。オリンピック・パラリンピックと比較すれば規模は小さいものですが、各地域で開催された競技は、これに負けない位地元を盛り上げるものでした。国体の何倍もの規模で開催される2020年東京オリンピック・パラリンピックが、「スポーツ祭東京2013」の盛り上がりを受け、多摩・島しょ地域を含めた東京全体の活性化につながることを期待します。

- 10月16日未明、伊豆大島で台風26号による大規模な土砂崩れにより、甚大な被害が発生しました。私たちの身に災害はいつ降りかかるかわからない中で、防災対策の重要性を再確認し、今後の取り組みへの決意を新たにしました。今回の災害で犠牲になられた方たちに対し、お悔やみを申し上げるとともに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

- 創刊号の「自治調査会ニュース・レター」を読まれた感想は、いかがだったでしょうか。この情報提供誌は、年齢や職層さらにこれまでの職場経験も異なっている市町村職員の方の日頃の業務に役立つ様々な情報を提供することを目的として発行するものです。今後も、紙面の充実を図っていきたいと考えていますので、ご愛読いただけるようお願いします。

(Y・K)

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会  
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館 4階  
TEL：042-382-0068  
URL：http://www.tama-100.or.jp/  
責任者 石井 恒利